

食品安全委員会第 119 回会合議事録

1 . 日時 平成 17 年 11 月 10 日 (木) 14:03 ~ 15:00

2 . 場所 食品安全委員会大会議室

3 . 議事

(1) 大臣挨拶

(2) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 3 品目

ピリプロキシフェン

ミルベメクチン

インドキサカルブ

(厚生労働省からの説明)

(3) 高病原性鳥インフルエンザへの対応について

(農林水産省からの報告)

(4) その他

4 . 出席者

(委員)

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

(内閣府)

松田大臣、福下官房審議官、井上秘書官

(説明者)

厚生労働省 藤井大臣官房参事官

厚生労働省 伏見基準審査課長

農林水産省 釘田動物衛生課長

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、

5．配布資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 「ピリプロキシフェン」、「ミルベメクチン」及び「インドキサカルブ」の食品衛生法第 11 条第 1 項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

資料 2 高病原性鳥インフルエンザへの対応

資料 3 食品に関するリスクコミュニケーション - 米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価案に関する意見交換会の開催について -

6．議事内容

寺田委員長 　ただいから「食品安全委員会」第 119 回の会合を開催いたします。本日は 7 名の委員全員が出席しております。

さらに厚生労働省から藤井大臣官房参事官、伏見基準審査課長、農林水産省から釘田動物衛生課長、内閣府から福下官房審議官に出席いただいております。

また、10 月 31 日の内閣改造により、食品安全担当の特命大臣になりました松田大臣に御出席をさせていただいております。

それでは、会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の議事次第を御覧ください。

まず初めに松田大臣よりごあいさつをいただきたいと思います。松田大臣よろしく願います。

松田大臣 　皆さん今日は。このたびの内閣改造で食品安全の担当を仰つけられました松田岩夫でございます。

食品安全委員会の皆様方には、もう 2 年以上前になりますか、食品安全基本法がつくられ、それに基づいてこうして委員会がつくられ、爾来大変な御活躍をいただいております。まず心から厚く御礼を申し上げさせていただきます。

私があえて申し上げるまでもありませんけれども、我が日本の国民の健康を守るという上で、いろいろ大事なことがありますけれども、食品の安全をしっかりと守っていくということは、とても大事なことであり、その重要性はますます高まっていくものと思っています。

そういう中で最も基本になるリスク評価、客観的でなければならない、科学的でなけれ

ばならない、また厳正・中立、本当に信頼されるものを具体的に一つひとつ積み上げる中で、国民にこの委員会のおっしゃっていることが本当にしっかりと受け止めていただいていると思いますが、更に今後とも国民のそうした願いは高まるばかりでございますので、一つひとつ頑張っていたきたいなと思っております。

皆さん方のそうした委員会の活動、リスク評価ばかりでなくて、そういう意味で国民の皆さんとの間のいろいろな情報交換、リスクコミュニケーションと申しますか、そういった意味でも、大きな役割をしていただいているわけでありますが、皆さんの活躍が思う存分できるように、お支えるのが大臣の務めかと思っております。

一生懸命私も頑張っていきたいと思っておりますので、委員会の皆さんの一層の御活躍、そして、こうして始まりました「食品安全委員会」の活動というものは、私は思うんですけども、これが積み重なって、本当に日本の国が食品の安全をしっかりと担保し、国民が安心して暮らしていける社会ができています。今、できていると言えはできているわけですが、更にそれがもっともっといいものになっていったといたしますと、是非そうしてほしいわけでありますが、これはある意味では私は日本の国の大きな財産になる。

恐らくいずれ我々と同じような生活レベルをエンジョイしたいと思う世界の人々、とりわけ周りの多くのアジアの人たちにとっても、これは偉大な、貴重な財産になっていくのではないかと。私たちのこうした努力もまた多くの世界の人々に役立つという意味でも大事なことだろうと思っております。

そういう意味でも当面この委員会のお仕事は、国民へのお仕事でございますけれども、ある意味では、大きく言えば世界人類への大きな貢献であるとも思うわけであります。

そういった意味でもとても大事なお仕事であるわけであります。あえて言うまでもありませんけれども、お互いそんなことを思いながら、頑張っていきたいものだなと思っております。

赴任に当たって一言ごあいさつさせていただきましたが、どうぞひとつこれからもよろしく願いいたします。

また、何か私の方でお手伝いと言いますか、皆さんの活躍が思いっきりできるような環境づくりが私の責任です。何でも遠慮なくお申し出ください。おっしゃってください。

ありがとうございました。

寺田委員長 どうも松田大臣ありがとうございました。大変心強い、国際的にも誇れるようなシステムに築き上げたいと思っておりますし、その点も大臣がおっしゃいましたように、日々愚直に評価という役割をやっていきまして、国民の信頼を受けていくことが大変大事だと大臣おっしゃいましたように思っております。

BSEの問題など、さまざまな課題が私たち委員会にはございますけれども、何とぞ運営等に関しまして、助言、あるいは御指導のほどをよろしくお願いいたします。今後ともよろしくお願いいたします。

松田大臣は他の公務の関係によりここで御退席になるということでございます。

大臣、どうもありがとうございました。

松田大臣 どうぞよろしくお願いいたします。

(松田大臣退席)

寺田委員長 それでは、議題に入る前にお手元の資料の確認をお願いいたします。

資料1-1が「食品健康影響評価について」。

資料1-2が「ピリプロキシフェン」「ミルベメクチン」及び「インドキサカルブ」の食品衛生法第11条第1項の規定に基づく食品中の残留基準設定に係わる食品健康影響評価についてであります。

資料2が「高病原性鳥インフルエンザへの対応」。

資料3が「食品に関するリスクコミュニケーション - 米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価案に関する意見交換会の開催について - 」であります。お手元でございますね。 それでは、議題に入らせていただきます。

食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取についてであります。

資料1-1ありますとおり11月8日付けて厚生労働大臣から食品健康影響評価の要請がありました農薬3品目につきまして、厚生労働省から説明があります。厚生労働省の伏見基準審査課長、よろしくお願いいたします。

伏見基準審査課長 厚生労働省の伏見でございます。よろしく申し上げます。

それでは、議題の(2)につきまして、資料に従って説明をさせていただきます。

資料1-1が厚生労働大臣から食品安全委員会委員長への諮問書でございまして、3品目評価依頼をさせていただいております。

まず1枚目が「ピリプロキシフェン」でございます。概要につきましては、1-2の方でございますので、資料1-2を御覧いただければと存じます。

「経緯」は3品目共通でございます。去る10月21日付けで農薬取締法に基づく登録に係る申請が農林水産省から厚生労働省にあったわけでございますけれども、それが「ピリプロキシフェン」「ミルベメクチン」でございます。

同じく7月11日に農薬取締法に基づく登録申請があり、10月31日に関連資料の提出があった旨農林水産省より連絡のあったものが「インドキサカルブ」。この3品目でござい

ますけれども、これらにつきまして、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たりまして、食品基本法に基づきまして、「食品安全委員会」に食品健康影響評価依頼をお願いさせていただくというものでございます。

まず1品目目の「ピリプロキシフェン」でございますが、これは殺虫剤でございます。これは既にナス、キュウリなどに農薬の登録がございます。平成9年に登録がなされたことと承知しております。

今回新たにお茶への適用の拡大が申請されたところでございます。本品につきましては、そこがございますJMPRにおきまして毒性評価がなされておりました、ADIとして0.1mg/kg/dayが設定されております。

コーデックスの残留基準が柑橘類などに設定されております。

また、海外では米国、EU諸国等において登録され、使用されているということでございます。

2品目目が「ミルベメクチン」というものでございまして、本品も殺虫剤でございます。これも日本国では既に農薬登録がされておりました、これは平成2年に最初に登録がなされております。

かんしょ、トマトなどが登録されておりますけれども、今般新たに大豆、エダマメ等への適用拡大が申請されたということでございます。

このものにつきましては、JMPRにおいては、毒性評価がなされておらず、コーデックスの残留基準というものもございませんが、ニュージーランド、韓国等、幾つかの国において既に登録され、使用されているということでございます。

「インドキサカルブ」でございますが、これも同じく殺虫剤でございます。このもの自身は我が国での登録はございませんので、今回新規の登録申請ということになります。ハクサイ、キャベツ、ダイコン等への適用を目的として農薬登録が申請されたわけでございます。

このものの国際的な状況でございますけれども、JMPRにおける毒性評価はなされておらず、また、国際基準も設定はされておらず、米国・カナダ・オーストラリア等においては登録されております。

なお、本品は光学異性体のS体とR体から成りまして、その割合が3対1でございます。S体が活性体でございます。別に1対1のものがインドキサカルブMPという農薬として、このものにつきましては、既に農薬登録がなされております。

「今後の方向」といたしまして、こちらで食品健康影響評価をいただきました後、私ど

もの薬事・食品衛生審議会におきまして、この3品目の食品中の残留基準設定につきまして検討させていただきたいと考えております。

説明につきましては、以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明、あるいはこの記載事項に関しまして、何か御質問、御意見などはございませんでしょうか。

小泉委員 この評価に関する問題ではないんですが、我々がリスク評価する場合、大抵はそのものが体に入った場合に毒性がどうなるのかということを検討し、その結果ADIを出しておりますが、この中でナス、キュウリなどは洗って使いますね。ですから、ほとんど農薬というのはなくなるだろうと推測されるんですが、例えばお茶などというのは、そのまま飲みますし、あるいはお湯に入れるとかして変化したりする可能性があるんですが、これは管理の問題なんですが、どういうふうに決められるのか、ちょっと教えていただければと思います。

伏見基準審査課長 一般的に言いますと、その作物残留試験のデータで、実際に作物にどの程度残留しているかというのを見まして、その作物を日本人が毎日どれくらい摂っているかという別の統計がございますから、それをかけ合わせまして、トータルの農薬の摂取量がADIを下回っているということを確認することによって残留値を設定しているわけでございます。

その基になりますのが作物残留のデータでございます。作物残留試験は基本的には作物を今は有機溶媒で抽出をいたしております。有機溶媒で抽出して、その溶媒中に移行する農薬、あるいは農薬の代謝物を分析するというようにしております。

お茶に関してですけれども、これはかつて熱湯で飲む場合も、お抹茶のようにまるごと摂ってしまう場合もあるわけございまして、かつては煎茶のような用途に使う場合は熱湯抽出した検体を分析して、お抹茶のようなものが想定される場合には、有機溶媒で抽出するということをやっていたわけでございます。けれども、最近は熱湯抽出と有機溶媒抽出を比較しますと、有機溶媒で抽出した方が更に抽出効率もいいわけでございますので、今はどちらの場合も有機溶媒で抽出いたしまして、その抽出したものを分析検体として残留値を測っております。

だから実際の食物を洗ったり、熱湯でお茶を飲んだりする場合などに比べると、より以上に農薬を抽出した形で残留値を求めておりますので、より厳しい形というか、より安全サイドに立った形での評価をした上で残留値を決めさせていただいているということだと思います。

寺田委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

本間委員 ここに書かれた3品目の開発は国内のメーカーがやったものですか。それとも、海外ですか。

伏見基準審査課長 前の2品目は国内のメーカーの開発品で、3番目が海外の開発と聞いております。

本間委員 実はこの前、福島にてリスクコミュニケーションで講演の機会がありました。そのときに会場から出た質問の中に、今まで安全というのが消費者ということに重点を置かれているだけけれども、それは当然だけれども、実際には作業従事者という者がいるんだと。それは自分たち自身である。そういう者に対する安全の指標というのはどういうふうなものがあるかという質問をされまして、ちょっと私正直言うと答えに窮しました。

その方がたまたま看護婦さんの資格を持っておられて、自分の村落の周りにある特定のガンが増えているように思えるということにおいて、安全というのが、口から入る安全と、別途作業を通じて蒙るものもあるんだということ、どうか忘れないでくれということ、言われまして、こういうものの開発というか、その作業とか、固有の問題があるかと思ってお尋ねした次第でございます。

ありがとうございます。

寺田委員長 ほかにございませんか。

どうもありがとうございました。それではこの農薬3品目につきましては、私どもの「農薬専門調査会」で審議させていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

「高病原性鳥インフルエンザへの対応」について、農林水産省から報告があります。釘田動物衛生課長よろしくお願いたします。

釘田動物衛生課長 農林水産省の動物衛生課長釘田でございます。よろしくお願いたします。

お手元の資料2「高病原性鳥インフルエンザへの対応」、この資料に基づきまして、概略御説明申し上げたいと思います。

まず3枚ほどめくっていただきまして、地図が付いておりまして、こちらを先に見ていただきまして、世界的な状況について若干御説明申し上げたいと思います。

「海外における高病原性鳥インフルエンザの発生状況」となっております。御覧いただ

きますと、一目瞭然なのですが、アジアを中心にかなり多くの国で発生が見られておりますけれども、細かく見ますと、東南アジアのベトナム、ラオス、カンボジア、タイ、マレーシア、この辺りが比較的早い時期、2004年の初めくらいから発生が相次いでおりまして、それが中国、その後日本も同時期にありましたし、韓国は更にその前年の暮れに発生があったわけなんですけれども、こういったことで東アジア、東南アジアでの発生が一昨年暮れくらいから相次いで確認されているところなんです、最近に至りまして、またこれがヨーロッパの方へ特に広がっているということで、大変世界的にも高い関心を集めているところでございます。

北米も色が付いておりますように、北米は以前から発生がぼつぼつあったようなんですけれども、昨年以來発生が見られているという状況にございます。

鳥インフルエンザのウイルスと言いますと、いろんなタイプがあるというのはよく知られております。Hが1～16、最近では16まであるんだそうですが、Nが1～9まで型がございまして、この中で鶏に対して高い病原性を示すことが知られております型がH5とH7という血清型のものでございます。この2つの血清型のものを高病原性鳥インフルエンザというふうに定義しております。

場合によってはそれ以外のものも鶏に病原性を示すものがあり得るんですけれども、そういうものも、もし病原性を示せば高病原性鳥インフルエンザというものになりますけれども、通常はH5とH7のものを高病原性鳥インフルエンザと我が国では定義しております。

実はH5、H7のウイルスであっても、鶏を殺す場合と殺さない場合がございまして、我が国では定義上高病原性鳥インフルエンザというふうに定義しておりますけれども、その中で強毒タイプのもので弱毒タイプのものであるということで、やや言葉としてはわかりにくいことになっておりますが、例えば今年発生しておりますのは、高病原性鳥インフルエンザの弱毒タイプということで、ややわかりにくくなっております。外国ではそういったものを低病原性と定義している国もありますけれども、我が国では先ほど申し上げたような定義をしているということでございます。

したがって、この世界地図はH5とH7の近年発生が見られた国を示しているものでございます。

それから、次のページに同じような世界地図が付いておりますけれども、これはその中でH5N1血清型での発生状況を特に抜き出して示しております、なぜこの表がつけられているかと言いますと、東南アジアで見られているものが、このH5N1でございまして、なおかつこのウイルスはヒトへの感染が起きております。これまでに120名以上の感

染が確認されておりまして、その中の 60 名以上の方が亡くなられているという報告がございます。

現在のところは、鳥に濃厚な接触をした方が偶発的に感染していると考えられておりまして、ヒトからヒトへの感染は起きていないということでございます。しかしながら、世界中ではWHOなどの国際機関がいろいろ警告を発しておりますけれども、このような状況が続きますと、いずれ新型インフルエンザと言いますけれども、このウイルスが変異を起こしまして、ヒトからヒトへ感染を起こすようなウイルスができる恐れがある。その場合、人間はこのウイルスに対する抗体を持っておりませんので、多くの方が感染し、場合によっては亡くなる方も出るのではないかとということで大変今、世界中、いわゆるパンデミックと呼ばれています世界的な大流行が引き起こされるのではないかとということで関心が高まっているところでございます。

我が国でもそういった関心の高まりを受けまして、これは厚生労働省さんの方でございますが、現在、パンデミックが起きた場合に備えた行動計画づくりというのが進んでおりまして、私どもも厚生労働省さんと連携しながら、基本的にはヒトの新型インフルエンザへの対応ということではございますが、その前段階として農場段階における、いわゆる鶏の病気をどうやって抑えるかということについて、農林水産省としての役割をこの行動計画案の中に位置づけるべく、今、御相談をしているところでございます。

最後の地図も参考までに付けてありますけれども、特に中国・ロシアでの発生状況が、この地図の中では「青海省 2005 年 5 月 18 日（H5N1）確認」というのがこの中では一番古いんじゃないかと思いますが、そこから東や西へ広がっていったという状況がこの地図では見てとれます。

以上、世界的な状況を簡単に見ていただいた上で、1 枚目にお戻りいただきまして、我が国における高病原性鳥インフルエンザの発生なり対応の経緯を御説明したいと思います。

まだ記憶に新しいところなんですが、昨年我が国では 79 年ぶりに高病原性鳥インフルエンザが発生いたしました。1 月から 3 月にかけて、山口県、大分県、京都府で発生いたしましたけれども、この際は H5N1、東南アジアで蔓延しているのと同じ血清亜型のウイルスでございまして、なおかつ鶏が非常に多く死ぬと、致死率が非常に高い強毒タイプのものでございました。

これを受けまして、発生農場における防疫対応といたしまして、すべての飼養鶏の殺処分、汚染物品の埋却、周辺農場の移動制限等の蔓延防止措置、こういったことを行いまして、昨年場合は、この 4 月には終息を見ております。

また、この間、政府全体の対応といたしまして、この蔓延防止対策の徹底を内容とする総合対策をまとめていただきました。これに加えて、AからDまでございますが、いろいろな政府としての対応をとっております。

1つは、家畜伝染病予防法を改正いたしまして、早期通報を促進する。あるいは移動制限がかかった農家の損失を補償するといったような制度改正を行いました。

また、高病原性鳥インフルエンザに対する防疫対応を定めました防疫指針と呼んでおりますけれども、こういったものを策定いたしました。

更には農家経営への影響緩和のため互助基金の造成、あるいは融資ができるような制度をつくったということがございます。

4つ目としましては、緊急時に備えたワクチンの備蓄。現在は720万ドーズの備蓄を行っておりますが、これを国家備蓄いたしております。

こういった対応をとったわけなんですけれども、この間には「食品安全委員会」の方でもたびたび御議論いただきまして、1つはワクチンの承認の問題、食品の安全性の問題といったようなことについても御議論いただきまして、「食品安全委員会」からもメッセージを消費者に向けて出していただきました。

そういったこともありまして、去年は79年ぶりということもありまして、また、鶏の致死率が非常に高かったものですから、映像として流れる鶏が死んでいる映像、そういったものが非常に衝撃を与えて、消費者の間でも大分混乱があったわけなんですけれども、「食品安全委員会」からのメッセージを出していただいたお陰もございまして、その後落ち着いておりますし、また、IIのところでも御説明いたしますけれども、今年の6月になりまして、別のタイプの発生が見られたわけでございますけれども、この食品の安全ということに関しましては、消費者の間からはほとんど心配する声は現在のところございません。消費、流通の混乱というのは最小限に抑えられている。風評被害も極めて少ないというふうに承知しております。

IIの「今年の経緯と対応」について御説明いたします。

この6月に茨城県でH5N2亜型の発生がございました。これは昨年とは異なりまして、弱毒タイプでございまして、ほとんど鶏には症状は表れておりません。一部産卵率が落ちたという報告もあるんですけれども、このウイルスとの因果関係は必ずしも明らかでございまして、多くの農場ではほとんど症状が見られていません。

しかしながら、このウイルスの特徴といたしまして、非常に変異が起りやすいということで、変異を起こして強毒タイプのものになり得るということ。

さらには、ヒトへの感染を起こすような、そういう公衆衛生上の問題も起こし得る。すなわち人獣共通感染症に該当するということがございまして、現在、私どもとしては、この弱毒タイプ、当面は養鶏産業には影響はないんですけれども、こういったものについても、見つかった場合には淘汰をして、国内にウイルスの蔓延を許さないという対応をとっているところでございます。

その後発生の場合数は非常に増えまして、これまでに34の農場で、陽性農場の鶏の羽数を合計いたしますと552万羽ということになっております。

これを受けた防疫措置といたしましては、蔓延防止のために発生農場の飼養鶏の殺処分、これを基本としておりまして、現在までに約158万羽殺処分をしております。

まだ、殺処分が終わっておらず、今、処分をしているもの、これから処分をしなければいけないものがございまして、現在のところこの殺処分の羽数は約200万羽まで増える見込みです。

上の552万羽との差がございまして、この差につきましては、発生農場のうちで抗体陽性は確認されているんですけれども、ウイルスは見つからない農場がございまして。そういった場合に、その農場の衛生管理状態を確認しまして、その農場からウイルスの周辺への拡散のリスクが極めて低いと考えられる場合には、殺処分を直ちには行わずに、監視プログラムと呼んでおりますけれども、具体的には2週間ごとにサンプルを取りまして、ウイルス分離検査をし、そういう検査を2週間ごとに繰返して、3か月間監視プログラム下におきまして、その間一度もウイルスがとれなければ、抗体はあったわけですから、かつて感染は起きたけれども、もうそこにはウイルスは存在しない。したがって、その鶏の集団が病気をさらに広げる恐れはないということで、移動を認めるという考え方に立っております。したがって、この差の350万羽くらいは抗体陽性ではありますけれども、そういうリスクのないものとして、生産が行われているということになります。

3番目、今回の発生に関連いたしまして、こういった弱毒タイプの、我が国では初めて経験する発生がございましたために、弱毒タイプですから、農家も感染が起きていること、ウイルスが侵入したことを気づかない場合がほとんどでございまして。したがって、茨城県で見つかったわけなんですけれども、全国ほかの県で同じような発生がないのかどうかということが大変心配されましたために、全国における浸潤状況を調査することにいたしまして、7月の中旬から約2か月間、全国一斉サーベイランスというものを行いました。

これは1,000羽以上の採卵系農場を対象にしております、全国で約4,000戸でございます。そのうち結果といたしまして、2,409戸の農場を検査いたしました結果、茨城県と埼

玉県で1例ございますが、この34農場のうち1農場だけ埼玉県がございます。これは茨城県から移動してきた鶏が感染をもたらしたことがわかっておりますけれども、この34農場以外はすべて陰性だったということが確認されております。

したがって、今回の弱毒タイプの発生は農場の数は非常に多くなってまいりましたが、発生地域としては極めて限られた地域に限局されているというふうに考えられております。次のページには茨城県と埼玉県の地図の中に発生地域を書き込んだものが付けてございます。

先ほど申し上げました防疫指針というものにいろいろな防疫対応が書かれているわけなんですけれども、昨年の強毒タイプのものと異なりまして、弱毒タイプのものは、またいろいろな考慮すべき事項がございますので、現在、家禽病の専門家によります家禽疾病小委員会というのを私ども設けておりまして、ここでこういった弱毒タイプのものの防疫の在り型について議論をしていただいております。

今月中、できるだけ年内にはこの弱毒タイプの防疫指針というものを見直したいと考えているところでございまして、引き続き検討を続けているところでございます。

4番目にあります感染経路究明チームを設置いたしまして、現地調査も行いまして、今回の病気がどこから侵入したのか。あるいは34農場の間でどうやって広がっていったのか。そういったことを調べております。先般10月31日にはその中間とりまとめを行いまして、今日、農林水産省のホームページ上にこの中間とりまとめを公表いたしました。

その中で、現時点まででわかったことについて、整理されております。一部報道等でいろいろなされているんですけれども、簡単に申し上げますと、今回の弱毒タイプのH5N2のウイルスと言いますのは、遺伝的な分析によればアジアに見られるウイルスとはかなり遺伝的に遠くて、中米のメキシコ、あるいはその南のグアテマラ、そういったところがかつて分離されたウイルスに遺伝的に非常に近いということがわかっております。

そのほかにも幾つかあるんですが、そういったウイルス類的な分析を踏まえまして、このウイルスが野鳥、渡り鳥で外国から侵入した可能性というのは非常に低いと考えております。

あらゆる可能性について調査をしているわけなんですけれども、現時点でまだその侵入経路、感染原因を特定するには至っていないんですが、現在のところ専門家のとりまとめとしては、何らかの人為的な関与があったのではないかとということでございます。その例示といたしまして、違法ワクチンを持ち込んで使った者がいたのではないかとということが言われておりますけれども、私どもとしては、そのことに絞り込んでいるわけではござい

ませんで、例えば旅行者が汚染されたものを持ち込んだとか、あるいはペットバード、愛玩鳥によって持ち込まれた可能性とかいうことも含めてまだ調査を続けているところがございます。

以上が本年の経緯になりますが、今後の対応のところに書かれておりますけれども、まずは先ほども申し上げましたが、世界的に感染が拡大しておりますので、今年の茨城を中心に発生しておりますH5N2につきましては、ほぼ終息に向かっているという認識でございます。これがどんどん広がっているという認識は持っておりません。ただし、海外ではH5N1の発生が隣の中国でもまだまだ見られております。したがって、我が国への侵入のリスクというのは引き続きかなり高いというふうに認識しております。引き続き監視体制についてはしっかりやっていく必要があると思っております。

それを強化する方策といたしまして、2つありますが、1つは、これは当然のことなんですけれども、養鶏農場で鶏が理由のわからない死に方をした。死亡率が上がった。産卵率が大幅に低下したといったような、この病気を疑うような事態が発生した場合には、速やかに飼養者から家畜保健衛生所への報告をしてもらうということを義務づけているということが1つ。

もう一つは、1,000羽以上の採卵系農場の検査を実施する。これは今年の7月から約2か月間で全国一斉サーベイランス、この結果は出ているわけなんですけれども、4,000農場すべてを見ているわけではございませんので、当面1年間かけてこの4,000農場を一度は検査するようなやり方でモニタリングをやっていきたい、監視をやっていきたいと考えております。

最後でございますが、水際の措置といたしまして、海外の発生国の畜産関連施設に立ち寄った方については、空港で靴底消毒といったようなことをやっていただくように呼びかけて御協力をいただいているところでございます。

これまでの発生経緯と、防疫対応について、以上御報告申し上げます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか御質問ございますでしょうか。

私の方からプリミティブなあれかもわからないんですが、例えば弱毒性のH5N2というのは症状が非常にマイルドですね。東南アジアとか、あるいは南米とかあまりそういうことにお金をかけない、検査もしないというところでは、ずっと見逃しているということはないんですか。常にかかっているんだけど、ちゃんとサーベイランスがきちっとしていないとか、いちいち検査するわけにいかないだろうから、そういうことはあり得ないわけですか。

釘田動物衛生課長 この病気の難しいところは、専門家の御説明によれば、このA型のインフルエンザウイルスというのは、水禽類、カモ類に常在しているウイルスでございます。共生関係にあるわけでございます。

そういったものが野鳥への感染とかを通じて家禽類、鶏なり七面鳥、アヒル、そういったものに入ってきたときに、問題になるわけなんですけれども、ウイルスが示す病原性はウイルスのタイプによっても、また鳥類の種類によってもまちまちでございます。確かに鶏に弱毒のものというのは感染してもわかりませんので、委員長がおっしゃった可能性を否定するのは難しいと思うんですが、ただ、一般的に言われていますことは、このH5とH7につきましては、海外でも事例があるんですけれども、鶏の間で感染を繰返すうちに強毒化する。半年から1年くらいの変異を起こして強毒化して、鶏の突然死亡率が上がるような事態というのが海外でも幾つか報告されております。

ずっと弱毒のまま、病原性を持たないものであれば、防疫措置をとる必要もないということになるんですけれども、そういう強毒化する恐れがあるということで私どもも措置をとっておりますし、恐らく東南アジアで弱毒のものが、これも今まで知られているのはH5、H7だけですので、ほかの例えばH4とかH6とか、もしあった場合でも、それが強毒化するという報告は今のところないわけでございます。万が一そういうものが日本の鶏で見つかったら、私どもはそれを防疫措置の対象とはしておりません。

話がわかりにくくなってしまいましたが、私どもの認識として、H5、H7のウイルスに限って言えば、東南アジアに從來から家禽の間で広く蔓延していたという事態はなかったらと思うています。近年、特にこの2、3年前からなぜそういうことになっているのかなと必ずしもよくわからないんですが、東南アジアを中心に家禽にこのウイルスが入り込んで来て、広く蔓延してしまったという状況ではないかと認識しています。

寺田委員長 どなたかほかにございますか。

見上委員 2つほどあり、1つは簡単な質問で、クロアチアで分離されたH5N1ではなかったですか。これには載っていないので、後で教えてください。

2つ目は、茨城県の図を見ながら思ったんですけれども、最後に分離された34例目というものは新聞情報によると、ウイルスが分離され、抗体も陽性だったと。この農場は以前この近辺相当流行したということで、多分ターゲットとして入っていたと思うんですけれども、そのときには抗体は陰性だったと聞いたんですけれども、仮にそうだとするならば、最近、ウイルスも分離されたということで、今までどこかに潜んでいたものが出てきたのかなという印象があるんですが、その辺いかがでしょうか。

釘田動物衛生課長 まではクロアチアの件ですが、手元に資料がなくて確認できませんが、実はこの地図の中に書いてある以外にも、H5のウイルスが確認された国は幾つかございます。特にヨーロッパですと、いろいろ報道で言われておりますのはスウェーデン、イギリスとか、ギリシアは最終的には否定されたと聞いておりますが、クロアチア、そういう国からも確認されていると思いますが、この表に載せていないのは野鳥で見つかったケース。特にイギリスの場合は検疫中に南アフリカから来た鳥により発生し、ウイルスが分離された。そういったケースについては、日本としてその国からの輸入を止めるとかいう措置をとっておりませんので、この地図には反映されておりません。

34例目の事例につきましては、実は本日午前中も私ども家禽疾病小委員会という専門家の委員会を開きまして、御検討いただいたんですけども、茨城町なんですけれども、ほかの農場での発生があったがために、その周辺の5キロの移動制限区域に入っていた農場でございます。移動制限区域に入りますと、清浄性確認を2回繰返しまして、感染がないことを確認した上で移動制限は解除されますので、この34例目の農場は都合3回の検査をかつて受けています。その検査結果の1回目、2回目は勿論陰性だったんですけども、3回目に抗体は出なかったんですけども、ウイルスが分離されまして、それまでの経過から見て、ウイルスが本当にこの農場の感染を示しているのかどうか。やや疑問があったということで、改めて4回目の検査を行いました。その4回目の検査ではウイルスは分離されておりませんが、抗体については非常に高い陽性率を示しております。そういう意味ではイレギュラーな経過をたどったんですけども、最終的には間違いなくH5の抗体が多く確認されましたので、抗体陽性農場として処分をすることに決めたという経緯がございます。

寺田委員長 ほかにございませんか。

見上委員 以前2回的时候は、サーベイランスをやったときには引っかかってこなかった。その後入ってきたというような感じですね。

釘田動物衛生課長 その点を申し忘れましたが、御指摘のとおり、残念ながら感染がまた比較的最近、いつという感染が起きた時期を特定することは今、できていないんですけども、比較的最近においてもウイルスが動いているのではないかと。新たな感染が起こったのであろうと私どもも考えております。ただ、その原因が今のところどこから来たのかということがわかっておりません。それについては引き続き感染経路究明チームの方で調査をしていくことにしております。

寺田委員長 ありがとうございます。ほかはございませんでしょうか。

もう一つ質問なんですけれども、殺処分にして日本は埋めますね。その後、それらのそ

の場所はどうなんですか。

ウイルスは生きてたところにしかいないものだから、死んでしまうんだと思うけれども、ウイルスがたまたま生きてるとか。

釘田動物衛生課長 私ども法律上、焼却、埋却という措置を認めておりまして、適切な処理をすれば埋却をして処分することは全く問題ないと思います。ウイルスは確実に不活化されますので、それが更に病気を広げるといったことはまずあり得ないと考えています。

ただ一般の住民感情としては、そういうものが土の中に埋められるということは気持ち悪いといったこと。あと別の問題で環境汚染につながるのではないかとということで、現実問題としては、特に都市の近郊でありますと、埋却を行うというのは困難な状況がございます。昨年の発生、山口、京都とかの例では埋却処分をしております、その埋却したのも、県の判断なんですけど、改めて掘り起こして、最終的には焼却をしようというお考えがあると聞いております。

それから、今年は埋却というのは行っておりません、ほとんどの農場においては、直接殺処分した後、一般のごみ焼却場を使って焼却処分をしております。焼却処分に当たりましても、ごみ焼却場を用いることについて、周辺住民の方から病気の問題は大丈夫なのかという御心配の声があったと聞いておりますが、県の方でも住民米回などをいたし、この病気というのは、例えば病気の鳥を動かしたからと言って、そのウイルスがまき散らされるとか、ましてやそれが人間に感染するという事は全くないということで御理解を得た上で、焼却場を使った処分を行っております。

寺田委員長 どうもありがとうございました。大丈夫とわかって、おっしゃったとおり、周りの方は要らぬ心配ではないでしょうけれども心配されると思います。こういうところできちっと説明していただいて、どうもありがとうございました。

1つだけ教えてください。

スペイン風邪などはヒトへ変わったと言いますね。あれは何タイプから変わったんですか。塩基配列などで決まっていらないんですか。

釘田動物衛生課長 血清亜型はわかっておりまして、スペイン風邪はH1N1です。

あと有名なところでは、アジア風邪、香港風邪がありますが、どちらがどちらだか忘れましたが、H2とH3ですね。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、そのほかには来週から開催を予定しております「米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価に関する意見交換会」につきまして、事務局から説明があります。

西郷リクスコミュニケーション官 資料3でございますが、本件食品健康影響評価案につきましては、先月31日の「プリオン専門調査会」でとりまとめられまして、前回の委員会で今月29日までということで意見・情報の募集にかけているものでございます。

来週月曜日から、そこに書いてありますように7か所で、この食品健康影響評価案に关します意見交換会を開催することとしております。

「食品安全委員会」の主催で関係省庁にも御協力をいただく予定となっております。

ここに書いてございますように、評価の内容につきまして、実際の調査・審議に当たられた「プリオン専門調査会」の専門委員の先生から内容について講演をいただいた後に、関係者で意見交換というか、パネルディスカッションをしていただく。なるべく地元の方に出てきていただいて、パネルディスカッションをしようと思っております。

その後会場参加者との意見交換ということで進めていく予定でございます。

11月2日にプレスリリースを行っております。現在、少しずつではございますけれども、参加の申し込みをいただいているところでございます。

委員の方々にも手分けして御出張いただくこととしておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。このことに関しまして、どなたか御質問などございませんでしょうか。よろしいですか。

そのほかに今日ございますか。

小木津総務課長 特にございません。

寺田委員長 それでは、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。以上をもちまして、第119回会合を閉会いたします。次回の委員会につきましては、11月17日14時から開催いたしますので、お知らせいたします。

なお、15日火曜日10時から「添加物専門調査会」が公開で開催。

同じく15日13時から「微生物・ウイルス合同専門調査会」が公開で開催。

同じく15日15時15分からは「微生物専門調査会」が公開で開催。

16日水曜日14時から「農薬専門調査会」が非公開で開催。

また、「食品に関するリスクコミュニケーション - 米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価案に関する意見交換会」は、先ほどの事務局からの説明のとおり、14日、来週月曜日から22日火曜日まで全国主要都市で開催される予定となっております。

以上でございます。どうもありがとうございました。